

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1366号)

平成28年12月7日

平成28年12月7日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年5月11日建建安第130号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち誓約書（12. 県環境農林局
自称部長A（旭区白根3丁目特定番地）が、B所有土地に対し「人が通れる
だけで石垣を下げて積んで」と特定年月日付の作成文書へ、住民5名が署名
押印した虚偽捏造文書に、旭区役所区政部建築課C（現建築局総務部中高層
調整課長）は特定年月日、「2項道路だから板塀を撤去し道路後退せよ」と
虚言を言い、白根特定番地宅の建築申請者に書かせている。「誓約書）」」、
「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち確認通知書（13誓約書を書か
せた翌日、特定年月日付建築申請者に建築許可を通知した。「通知書）」」
及び「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち合格通知書(14Cが、2
項道路だから板塀を撤去し道路後退させた。行為を旭区役所区政部建築課D
係長（現横浜市建築局建築指導部長）が特定年月日、「2項道路ではな
い。」と白根特定番地を現認し、適法と建築主や金融公庫へ通知した。通知
書）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち誓約書（12. 県環境農林局自称部長A（旭区白根3丁目特定番地）が、B所有土地に対し「人が通れるだけで石垣を下げて積んで」と特定年月日付の作成文書へ、住民5名が署名押印した虚偽捏造文書に、旭区役所区政部建築課C（現建築局総務部中高層調整課長）は特定年月日、「2項道路だから板塀を撤去し道路後退せよ」と虚言を言い、白根特定番地宅の建築申請者に書かせている。「誓約書）」、「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち確認通知書（13誓約書を書かせた翌日、特定年月日付建築申請者に建築許可を通知した。「通知書）」及び「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち合格通知書(14Cが、2項道路だから板塀を撤去し道路後退させた。行為を旭区役所区政部建築課D係長（現横浜市建築局建築指導部長）が特定年月日、「2項道路ではない。」と白根特定番地を現認し、適法と建築主や金融公庫へ通知した。通知書）」について、「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち誓約書」について非開示とした決定は妥当ではなく、対象行政文書を特定の上、改めて開示、非開示を決定すべきであるが、その余の文書について非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち誓約書（12. 県環境農林局自称部長A（旭区白根3丁目特定番地）が、B所有土地に対し「人が通れるだけで石垣を下げて積んで」と特定年月日付の作成文書へ、住民5名が署名押印した虚偽捏造文書に、旭区役所区政部建築課C（現建築局総務部中高層調整課長）は特定年月日、「2項道路だから板塀を撤去し道路後退せよ」と虚言を言い、白根特定番地宅の建築申請者に書かせている。「誓約書）」（以下「誓約書」という。）、「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち確認通知書（13誓約書を書かせた翌日、特定年月日付建築申請者に建築許可を通知した。「通知書）」（以下「確認通知書」という。）及び「確認申請書（確認番号4旭特定番号）のうち合格通知書(14Cが、2項道路だから板塀を撤去し道路後退させた。行為を旭区役所区政部建築課D係長（現横浜市建築局建築指導部長）が特定年月日、「2項道路ではない。」と白根特定番地を現認し、適法と建築主や金融公庫へ通知した。通知書）」（以下「合格通知書」

という。以下「誓約書」、「確認通知書」及び「合格通知書」を併せて「本件開示請求文書」という。)の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成28年4月7日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件開示請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件開示請求文書は、平成4年度の確認申請書(確認番号4旭特定番号)の一部であり、平成4年度当時の事務取扱により建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の道路に接する申請について求めていた誓約書、確認した際に発行する確認通知書及び金融公庫の融資を受ける際に必要な検査を行い合格した場合に発行する合格通知書である。
- (2) 本件開示請求文書のうち、誓約書及び確認通知書については、横浜市行政文書管理規則(平成12年3月横浜市規則第25号)第10条第4項に規定する行政文書分類表(以下「文書分類表」という。)において、保存期間3年の「建築確認申請関係書類」に該当する文書であり、保存期間経過により廃棄済みである。

また、合格通知書については、文書分類表において、保存期間3年の「金融公庫融資住宅設計及び現場審査申請関係書類」に該当しており、同じく保存期間経過により廃棄済みである。

ただし、誓約書については、審査請求を受けて改めて存在について確認したところ、実施機関あてに提起された訴訟に係る資料として保管されており、保有していたため、答申を受けた後、条例第7条第2項各号に該当する部分を除き開示することとしている。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人(以下「請求人」という。)が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件開示請求文書の全部を速やかに開示するよう求める。
- (2) 本件開示請求文書は、裁判所及び実施機関の関係部署において既に公にされている情報であるため、開示すべきと考える。当該文書は歴史ある証拠書であるにもか

かわらず、実施機関は本件開示請求文書に係る事象をねつ造していると考えている。

- (3) 請求人は、細やかで詳細に流れを弁じ判りやすく開示請求を行っている。
- (4) 非開示とすべき理由は全くなく、実施機関は本件開示請求文書について廃棄済みで保有していないと謳い、隠ぺいを企てていると考えている。
- (5) 実施機関は非開示とした文書の一部開示について理由を縷々述べているが、実施機関が条例第7条第2項第2号ただし書アからウまでの条項を無視した上で、非開示決定の隠ぺいを図っていると考えている。
- (6) 実施機関から存在が判明したと説明のあった誓約書については、本件開示請求とは別の開示請求を行っている。

その際には、一部を開示とする決定がされており、黒塗りが施された文書を閲覧したが、一部開示の決定について、納得できないと考えている。

5 審査会の判断

(1) 建築確認等に係る事務について

横浜市では、建築基準法に基づき、建築主から建築物の計画について申請がされた場合、建築局建築指導部建築安全課（平成4年度当時は旭区政部建築課。以下「建築安全課」という。）で申請された図面等を建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条に定められる建築基準法関係規定に適合するかを確認し、適合する場合は確認済証を発行している。

また、申請があった場合には建築工事中及び完成後に現地において建築基準法の適合性について検査を行っている。

建築確認等に係る一連の資料については、本件開示請求文書に係る平成4年度の時点では確認申請書の保存期間が建築基準法に定められていなかった。そのため、文書分類表により、誓約書及び確認通知書については「建築確認申請関係書類」に該当する文書、合格通知書については「金融公庫融資住宅設計及び現場審査申請関係書類」に該当する文書として、3年の保存期間で管理していた。

なお、平成19年度以降、確認申請書については建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の3に確認済証の交付の日から起算して15年間の保存期間が規定されている。

(2) 本件開示請求文書について

本件開示請求文書は、旭区白根3丁目特定番地に係る平成4年度の確認申請書

(確認番号4旭特定番号)であり、平成4年度当時の事務取扱により建築基準法第42条第2項の道路に接する申請について求めていた誓約書、確認した際に通知する確認通知書及び金融公庫の融資を受ける際に必要な検査を行い合格した場合に発行する合格通知書である。

(3) 本件開示請求文書の不存在について

ア 本件開示請求文書の不存在について、平成28年10月14日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件開示請求に係る弁明書において確認申請書について平成4年の文書という記載で説明しているが、正しくは平成4年度の文書と記載すべきであった。

(イ) 確認申請書のうち、誓約書及び確認通知書は、平成4年度の文書分類表では、建築確認申請関係書類に該当している。また、確認申請書のうち合格通知書は文書分類表において、金融公庫融資住宅設計及び現場審査申請関係書類に該当している。文書分類表において、それぞれの書類の保存期間はいずれも3年である。

(ウ) 確認申請書についてはそれぞれの案件ごとに作成し、処理が完了した確認申請書については文書保管箱に入れて保管・管理している。管理にあたっては、作成年度、廃棄年度を記載している。また、平成4年度の確認申請書については、文書分類表の保存期間である3年が経過した後、平成8年度には廃棄している。

(エ) しかし、本件開示請求文書のうち、誓約書については横浜市あてに提起された裁判において請求人が提出した証拠資料に同じものが含まれており保有していたため、審査会の答申の後に改めて文書を特定し、改めて開示、非開示を決定する予定である。

イ 以上の実施機関の説明からは、平成4年度に作成した確認申請書について、保存期間が経過した平成8年度に廃棄したとの説明について、不自然な点があるとはいえない。

ウ しかしながら、審査請求を受けて改めて存在について確認したところ、誓約書については訴訟に係る資料として保管している、と実施機関は説明している。当該誓約書については、本来は対象行政文書を特定する時点で実施機関が保有する文書の存在について確認すべきであった。この点については、実施機関は慎重に対象行政文書を判断すべきであり、当該誓約書を特定の上、改めて開示、非開示を決定すべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求文書を保有していないとして非開示とした決定のうち、誓約書について非開示とした決定は妥当ではなく、対象行政文書を特定の上、改めて開示、非開示を決定すべきであるが、確認通知書及び合格通知書について非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年5月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年5月19日 (第196回第三部会) 平成28年5月26日 (第290回第一部会) 平成28年5月27日 (第293回第二部会)	・諮問の報告
平成28年6月13日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年8月26日 (第298回第二部会)	・審議
平成28年9月9日 (第299回第二部会)	・審議
平成28年9月23日 (第300回第二部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成28年10月14日 (第301回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年10月28日 (第302回第二部会)	・審議
平成28年11月9日 (第303回第二部会)	・審議